

総務常任委員会次第

令和3年3月5日（金）午前10時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事

(1) 総務局、消防局関係

① 付託された議案の審査

議案（4件）

議案第20号 令和2年度明石市一般会計補正予算（第12号）〔分割付託分〕
..... 箕作 財務部長兼財務室長

議案第8号 明石市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例制定のこと

※ 資料参照 藤原 職員担当課長

議案第9号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例制定のこと

※ 資料参照 河野 給与・厚生担当課長

議案第30号 包括外部監査契約のこと

※ 資料参照 辻 総務課長

② 報告事項（5件）

ア AIとSNSを活用した情報収集体制の構築について

※ 資料参照 上田 安全管理担当課長

イ 災害時等における要配慮者等への情報一斉配信システムの導入について

※ 資料参照 河谷 総合安全対策室長兼地域防災担当課長

ウ 指定管理施設における指定管理期間の延長について

※ 資料参照 ... 小西 参事（公共施設担当）兼公共施設担当課長

エ 行政手続きにおける押印の見直しについて
※ 資料参照 辻 総務課長

オ 2021年度（令和3年度）組織改正案について
※ 資料参照 辻 総務課長

③ その他

-----（理事者入れ替え）-----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（4件）

議案第20号 令和2年度明石市一般会計補正予算（第12号）〔分割付託分〕
..... 山田 SDGs推進室長

議案第2号 明石市企業版ふるさと納税地方創生基金条例制定のこと
※ 資料参照 藤田 シティセールス課長

議案第3号 明石にじいろ基金条例制定のこと
※ 資料参照 中島 SDGs推進室課長

議案第29号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
※ 資料参照 名村 本のまち推進室課長

② 報告事項（7件）

ア 日本標準時制定135周年記念事業の実施について
※ 資料参照 井上 天文科学館長

イ あかしSDGsパートナーズ（登録・認証）制度の創設について
※ 資料参照 森岡 SDGs推進室課長

ウ （仮称）あかしインクルーシブ条例の検討状況について
※ 資料参照 西山 SDGs推進室課長

- エ LGBTQ+／SOGIE施策の取組状況について
 ※ 資料参照 中島 SDGs推進室課長
- オ 「本のまち明石」のさらなる推進について
 ※ 資料参照 名村 本のまち推進室課長
- カ 第2期明石市中心市街地活性化基本計画の総括について
 ※ 資料参照 山口 プロジェクト推進室長
- キ 大久保北部遊休地の利活用に向けた取組について
 ※ 資料参照 種本 プロジェクト推進室課長

③ その他

----- (理事者入れ替え) -----

(3) 当初予算関係

① 付託された議案の審査

議案(2件)

議案第32号 令和3年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕

歳入 箕作 財務部長兼財務室長

歳出

1款 議会費 西海 議会局次長

2款 総務費

1項 総務管理費

2項 徴税費 久保井 総務管理室長

4項 選挙費 今井 選挙管理委員会事務局長

5項 統計調査費 久保井 総務管理室長

6項 監査委員費 石田 監査事務局長

6款 商工費

1項 商工費

7款 土木費

1項 土木管理費 山田 SDGs推進室長

8款 消防費 河谷 総合安全対策室長

9款 教育費

7項 社会教育費 山田 SDGs推進室長

10 款 公債費 ～ 12 款 予備費

..... 箕作 財務部長兼財務室長

議案第 35 号 令和 3 年度明石市財産区特別会計予算

※ 資料参照 小西 参事（公共施設担当）兼公有財産担当課長

3 あいさつ

- (1) 正副委員長
- (2) 市理事者

4 閉 会

以上

議案第8号関連資料

明石市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例(案)の概要

1 改正理由

全国的に行政手続における押印廃止に向けた取り組みが行われており、本市においても、国や県の規程に基づいて押印が義務付けられているもの以外は、押印を原則廃止し、行政手続きの簡素化を進めているところです。

この方針に基づき、「職員のサービスの宣誓に係る宣誓書」の押印欄を廃止することにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 関係法令

地方公務員法第31条

職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

3 施行期日

公布の日

(現行様式)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し
かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ、能率
的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正
に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

名 前

—~~押~~—
廃止

議案第9号関連資料

明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

国家公務員の取扱いに準じ、管理職の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当を新設するとともに、平成27年1月に抑制された昇給号数を若年層の一般職の職員を中心に復元するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

(1) 管理職員特別勤務手当の新設

管理職の職員が災害対応等により時間外勤務や休日勤務をした場合、これまで本市独自の取扱いとして、毎月の支給額に上限がある管理職手当の加給を行っていました。このたび、新型コロナ対応のため休日勤務を行っている状況、近年の水防活動の増加及び県内他市や中核市の支給状況を踏まえ、より職責、勤務実績に応じた手当支給とするため、管理職手当の加給に替えて、国家公務員の取扱いに準じ、管理職員特別勤務手当を新設します。

現行(管理職手当の加給)		改正(管理職員特別勤務手当)		
時額3,471円。 ※ただし、1月当たりの上限あり。		勤務一回につき支給。(上限額なし) ※平日は午前0時から午前5時の勤務。		
区分	1月当たりの上限額	区分	週休日・休日 ()は6時間超	平日深夜
局長級	325円(0.1時間分)	局部長級	8,500円 (12,750円)	4,300円
部長級	5,725円(1.7時間分)	室次長級	7,000円 (10,500円)	3,500円
室次長級	19,725円(5.7時間分)	課長級	6,000円 (9,000円)	3,000円
課長級	28,250円(8.1時間分)			

(2) 平成27年1月に抑制された昇給号数の復元

平成26年人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直し（給料月額を平均△2%減額）の一環として実施した、平成27年1月分の昇給抑制（全職員△1号給）について、国家公務員の取扱いに準じ、若年層の一般職の職員を中心に復元します。

復元の内容	対象者数	所要額
令和3年4月1日時点で38歳未満の職員について、昇給抑制を復元します。	約300人	約1,100万円

(3) 中学校1年生への35人学級の導入に伴う規定整備

明石市立学校職員の給与等に関する条例を適用する職員に、中学校1年生への35人学級の導入に伴い市が採用する中学校の教諭又は講師を追加します。

(4) その他

上記改正に伴う規定整備等

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例
- (2) 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- (3) 明石市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (4) 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例
- (5) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- (6) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- (7) 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例

4 施行期日

令和3年4月1日

議案第30号関連資料 包括外部監査契約について

1 包括外部監査について

「包括外部監査」は、市の財務や経営に係る事務の執行について、外部の専門的知識を有する者（外部監査人）が主体となって、特定のテーマを決めて監査を行うものです。地方自治法（以下「法」という。）の規定により、中核市は毎年度、議会の議決を経たうえで外部監査人と契約を結び、監査を実施する必要があります。

2 契約の相手方について

外部監査契約を締結できる者として、法において弁護士・公認会計士・税理士等の有資格者と定められています。また、連続して4回、同一の者と契約を締結してはならないとの規定もあります。

本市においては、中核市に移行した2018年度から2020年度まで、EY新日本有限責任監査法人に所属の公認会計士である石田博信氏と契約を行い、監査を行ってきましたが、来年度は、新たな包括外部監査人と契約する必要があります。

そこで、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者を選任する観点から、日本公認会計士協会兵庫会より候補者の推薦を受け、書類審査及び面接を行った結果、以下の者を選定しました。

相手方名	福井 剛 (フクイ ツヨシ)	55歳	
住所	神戸市東灘区森北町7丁目19-18		
所属法人等	RSM清和監査法人		
包括外部監査の主な実績	平成26年度～平成28年度 西宮市（補助者） 平成27年度～平成28年度 東大阪市（補助者） 平成29年度 奈良県（補助者） 平成30年度～令和2年度 尼崎市（包括外部監査人）		
包括外部監査の実施体制（予定）	6名	（内訳）公認会計士6名	
	補助者（5名を予定）のうち1名は包括外部監査人の経験があり、3名は補助者の経験がある。 テーマによって弁護士等、必要な人材を充てることできる。		

3 契約の期間及び金額

(1) 契約期間

2021年（令和3年）4月1日から2022年（令和4年）3月31日まで

(2) 契約金額

1,200万円を上限とする。

※これまで目安としていた、全国の中核市における包括外部監査委託料の平均額が低下していることから、従来より100万円の減額としています。

4 監査委員意見について

議案提出にあたり、法に基づき、監査委員への意見聴取を行った結果、上記の者との契約について、異議なしとの意見をいただいています。

5 今後の予定について

2021年(令和3年)	4月	包括外部監査契約の締結
	7月	令和3年度の監査テーマを選定
	8月	監査を実施
2022年(令和4年)	2月	市議会に監査結果報告書を提出

AI と SNS を活用した情報収集体制の構築について

1 趣旨・目的

事故や事件、災害等の危機事案発生時に、現地の状況を迅速かつ正確に把握し、的確な判断・対応が可能な体制を整えるため、情報収集手段として有用性が高まっているAIとSNSを活用した情報収集体制を構築する。

2 導入するシステムの特徴

- ①Twitter, Instagram, Facebook, Youtube, TikTokなどのSNS等上にユーザーが投稿・発信した動画、画像、メッセージ等の情報から、国内外で発生している事故や事件、災害等の情報（以下「災害情報等」という。）を収集する。
- ②収集した災害情報等は、AIによる自動判別と24時間体制の専門チームの情報分析により誤情報等を除去し有用な情報のみが抽出される。
- ③発生場所や時期、災害等の類型などの別に必要な情報を抽出することが可能。
（例えば、「明石市内」で「過去1か月」に発生した「火災情報」のみを抽出することが可能。）
- ④事案発生時には、自動配信メールにより事案発生を即時知らせてくれる。

3 導入によるメリット

- ・自動配信メールにより、市内で発生した事件・事故・災害等にいち早く気づくことができる。
- ・即時に画像や動画で確認することができるため、どのような事件・事故がどのような規模で発生しているのかを迅速かつ正確に把握し、発生当初から適切な対応を行うことができる。
- ・大規模災害が発生した際には、市内のどこで何が起きているか、大量の情報を瞬時に収集し、分析することができる。
- ・明石だけでなく全国の情報が入手できるため、例えば、他市で大規模災害が発生した場合に、画像や動画で現地の状況を確認し、災害派遣の必要性や支援の内容などを判断することができる。



4 予算

330千円（使用料）

災害時等における要配慮者等への情報一斉配信システムの導入について

1 目的

風水害などによる被害が発生した際、高齢者や障害者など、いわゆる「要配慮者」といわれる人たちは、情報の入手が困難な場合が多く、もっとも被害を受けやすい弱い立場にあることから、要配慮者に対し電話による情報発信を行い、円滑な避難につなげようとするものです。

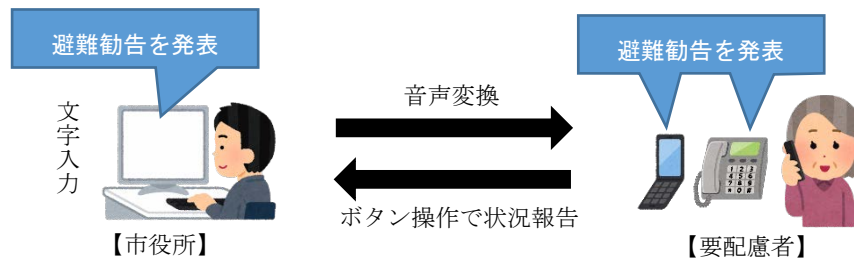
2 事業の概要

避難勧告等、避難情報を出す際に、文字情報を自動で音声変換し、登録している宛先(固定電話・携帯電話)へ一斉送信します。受信者は電話機のプッシュで確認状況等、回答が可能で、回答されたデータは市で集計できます。

高齢者等インターネットやメールを利用しない方でも、電話により避難情報等の受信が可能になります。

尚、聴覚障害者にはメール、SMSを使い文字情報での送信も可能です。

・イメージ図



※参考 既存の伝達手段：防災ねっとあかし、メール、ホームページ、テレビの文字情報、防災無線、広報車等

3 対象者

明石川流域の災害時要配慮者約1,800人のうち登録希望者次年度以降、対象地域等の拡大を検討していきます。

4 開始時期

令和3年7月頃予定

5 予算

1,200千円(使用料)

指定管理施設における指定管理期間の延長について

1 基本方針

新型コロナウイルス感染拡大のため、2021年度に実施予定であった以下の指定管理施設の選定事務を取り止め、現行の指定管理者との契約を以下の期間まで延長したいと考えています。

2 対象指定管理施設及び指定管理者

施設名	指定管理者	指定期間 (2021.4.1時点)	方 針
勤労福祉会館 中高年齢労働者福祉 センター	日本環境マネジメ ント株式会社	2018年4月1日～ 2022年3月31日	指定管理期間を1年間延 長し、2023年3月31日 までとする。
総合福祉センター	社会福祉法人明石 市社会福祉協議会	2016年4月1日～ 2022年3月31日	指定管理期間を1年間延 長し、2023年3月31日 までとする。
生涯学習センター あかし男女共同参画 センター	一般財団法人明石 コミュニティ創造 協会	2017年4月1日～ 2022年3月31日	指定管理期間を1年間延 長し、2023年3月31日 までとする。
ふれあいプラザあか し西	ハートフルしんき	2017年4月1日～ 2022年3月31日	指定管理期間を1年間延 長し、2023年3月31日 までとする。
木の根学園	社会福祉法人明桜 会	2017年4月1日～ 2022年3月31日	指定管理期間を1年間延 長し、2023年3月31日 までとする。
高齢者ふれあいの里	SDHS・NTT ファ シリティーズ共同 事業体	2019年4月1日～ 2022年3月31日	指定管理期間を1年間延 長し、2023年3月31日 までとする。
石ヶ谷公園 明石海浜公園 魚住北公園	しんきパーク&ス ポーツマネジメン ト共同事業体	2017年4月1日～ 2022年3月31日	指定管理期間を1年間延 長し、2023年3月31日 までとする。
あかし市民図書館 西部図書館	TRC・長谷工・神 戸新聞グループ	2015年4月1日～ 2022年3月31日	指定管理期間を2年間延 長し、2024年3月31日 までとする。

3 今後のスケジュール

- ・施設担当課から指定管理者に指定管理期間延長の方針を打診し、了承を得る。
- ・施設担当課から指定管理期間延長の議案を6月市議会に提出、議決を得る。
- ・あかし市民図書館及び西部図書館については、昨年12月市議会に報告済みであり、3月市議会にて議案を提出。
- ・知的障害児通園療育施設（あおぞら園）については、2022年3月31日に指定管理期間が完了するが、市直営のゆりかご園と一括した指定管理者制度を導入するため、別途協議する。（昨年12月市議会に方針を報告済み。今回の3月市議会で指定管理者制度導入のためのゆりかご園条例の改正議案を提出。）

行政手続きにおける押印の見直しについて

これまで、市民や事業者の方々が市に対して申請や届出などの手続きを行う際に、法令等に基づき、また慣例的に「押印」を求めてきたところですが、市民サービスの向上等を図るため、内閣府が発出した「地方公共団体における押印廃止マニュアル」も踏まえて、次のとおり見直しを行います。

記

1 押印見直しの方針

市民や事業者からの申請書等のほか、職員による内部手続きも対象として、法令等に基づき押印が必要な場合などを除き、原則として、押印を廃止します。

※国の法令等で押印が義務付けられているものについては、国においても廃止に向けた取り組みが進められていることから、国の動向に応じて、引き続き見直しを行います。

2 取組の経緯

2020年10月 庁内調査の実施（押印を求めている手続きの洗い出し等）

2020年12月 内閣府が「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を発出

2021年2月 庁内再調査の実施（押印廃止の可否等の再調査）

3 押印見直しの結果

	合計	国・県の法令等に基づく手続き	市の条例・規則等に基づく手続き		
			計	廃止	廃止不可
市民・事業者等が市に対して行う手続き	3,027	1,034	1,993	1,673 (83.9%)	320 (16.1%)
市内部で行う手続き	483	106	377	355 (94.2%)	22 (5.8%)
合計	3,510	1,140	2,370	2,028 (85.6%)	342 (14.4%)

※押印廃止不可の手続き

- ①地方自治法により押印が義務付けられている契約書等
- ②入札関係書類や会計関係書類など、登録した印鑑との照合を行う手続き
- ③その他、厳格な本人確認や証明を求める手続き、重大な権利義務に係る手続き

4 見直しの時期等

2021年(令和3年)4月1日

※今回、押印を廃止しない手続きについて、国や他市の動向も確認しながら、引き続き検討を行います。

2021年度(令和3年度) 組織改正案について**1 基本的な考え方**

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、市民の命と健康を守ることを最優先に取り組んでいくため、全庁的な組織体制については、現行の組織体制を基本としつつ、SDGsの理念を反映した誰一人取り残さない持続可能なまちづくりをより一層効率的・効果的に進めていくため、必要な体制整備を図ります。

2 改正の概要

別紙「2021年度(令和3年度)組織改正総括表(案)」のとおり

※改正後の組織の規模

〔現行〕 11局42室76課179係

〔改正〕 11局40室74課177係 (2室減、2課減、2係減)

3 各局の組織改正の概要**(1) 市民生活局**

文化振興課とスポーツ振興課を担当制に変更し(文化振興担当、スポーツ振興担当)、人材の有効活用を図りながら取り組みを推進します。

(2) 福祉局

地域総合支援担当で行っている地域での居場所づくりや地域活動への支援の事務などを一体的に推進するため、「共生社会づくり担当」に移管します。

(組織の変更はありません。)

(3) 感染対策局

安全統括室と広報相談室を統合し、「感染対策統括室」として、より連携を強化して新型コロナウイルス感染対策の効果的な推進を図ります。

また、「ひきこもり相談支援課」を「相談支援課」に名称変更し、ひきこもりのほか、健康推進課で行っている精神保健、自殺予防などの事務を移管し、総合的に支援を行える体制を整備します。

(4) こども局

放課後児童クラブの入退所や施設整備業務をこども財団に移管するため、「放課後児童クラブ担当」を廃止し、企画担当に統合します。

また、待機児童数が減少する見込みであるため、「待機児童対策室」を廃止し、こども育成室内に「待機児童対策担当」を配置します。

(5) 教育委員会

G I G Aスクール構想の推進や学びと育ち支援システム（統合型校務支援システム）の導入・運用にあたり、あかし教育研修センターに、既存の研修担当課長に加え、新たに「情報化推進担当課長」を配置し、情報通信環境の整備・運用、教職員の I C Tリテラシーの向上、関係機関における情報共有の推進など、教育現場でのデジタル化の推進、効果的な活用に取り組みます。

なお、市民サービス向上のためのデジタル化の推進については、市長部局（総務局）に I C T担当職員を配置します。

（いずれも組織の変更はありません。）

4 改正の手続

事務分掌規則の改正を行い、2021年4月1日の実施を予定しています。

2021年度（令和3年度） 組織改正総括表（案）

改正案（2021年4月1日）			現行（2021年2月8日）		
市長事務部局			市長事務部局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
市民生活局	文化・スポーツ室 <u>文化振興担当</u>	文化振興係 国際交流係 <u>歴史文化財係</u> <u>(削る)</u>	市民生活局	文化・スポーツ室 <u>文化振興課</u>	文化振興係 国際交流係 <u>学芸係</u> <u>文化財係</u>
	<u>スポーツ振興担当</u>			<u>スポーツ振興課</u>	
感染対策局	<u>感染対策統括室</u> <u>(削る)</u>	略	感染対策局	<u>安全統括室</u> <u>広報相談室</u>	略
	あかし保健所 保健総務課 保健予防課 健康推進課 <u>相談支援課</u> 生活衛生課			あかし保健所 保健総務課 保健予防課 健康推進課 <u>ひきこもり相談支援課</u> 生活衛生課	
こども局	こども育成室 利用担当 運営担当 施設担当 <u>(削る)</u> 企画担当 <u>待機児童対策担当</u> <u>(削る)</u>		こども局	こども育成室 利用担当 運営担当 施設担当 <u>放課後児童クラブ担当</u> 企画担当 <u>(新設)</u> <u>待機児童対策室</u>	
	都市局			都市整備室 都市総務課 緑化公園課 区画整理課	
		略 略 補償係 換地係 工務係 <u>(削る)</u>			略 略 補償係 換地係 工務係 <u>指導係</u>
<p>○組織の規模</p> <p style="text-align: center;">11局 40室 74課 177係</p> <p style="text-align: center;">(2室減 2課減 2係減)</p> <p style="text-align: center;">〔 ・市長事務部局 7局 37室 57課 127係 〕</p>			<p>○組織の規模</p> <p style="text-align: center;">11局 42室 76課 179係</p> <p style="text-align: center;">〔 ・市長事務部局 7局 39室 59課 129係 〕</p>		

総務常任委員会資料
2021年(令和3年)3月5日
政策局シティセールス推進室シティセールス課

議案第2号関連資料

「明石市企業版ふるさと納税地方創生基金条例」の概要について

1 条例制定の目的

企業版ふるさと納税については、本市のまちづくりの応援団を増やすとともに、地方創生に向けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組み（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「寄附活用事業」という。）に対する民間資金の活用を図るため、昨年11月に制度導入したところです。

このたび、企業版ふるさと納税の第一弾として、信金中央金庫より、3か年計画の寄附活用事業の「本のまち推進事業（まちなか図書館事業）」に対して、寄附金を受領しました。

なお、企業版ふるさと納税の寄附金については、①基金を設置して積み立てる場合を除き、寄附があった当該年度内に、寄附金全額を事業費に充てること、②寄附額が総事業費を超えないこと等の要件が定められています。

については、企業版ふるさと納税の受け皿として、新たに基金を創設し、このたびの寄附金の取扱いを含め、企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図ろうとするものです。

2 条例の概要

(1) 基金の設置目的（第1条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるためとする。

(2) 基金の積立額（第2条関係）

一般会計歳入歳出で定める額とする。

(3) 基金の処分（第6条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充てる必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができることとする。

(参考) 基金の用途の例

まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂する場合を含む)に掲げる事業に充当する。

- ① 若い世代の子育て環境を整える事業
- ② 新たな人の流れをつくる事業
- ③ まちの賑わいを高める事業
- ④ 安全・安心な暮らしを実現する事業

(4) 施行日

公布の日

3 寄附金の基金活用

(1) 企業版ふるさと納税

- ① 寄附額 10,000千円(3月補正予算措置)

※信金中央金庫の地域創生応援スキーム「SCBふるさと応援団」より寄附

- ② 寄附受領日

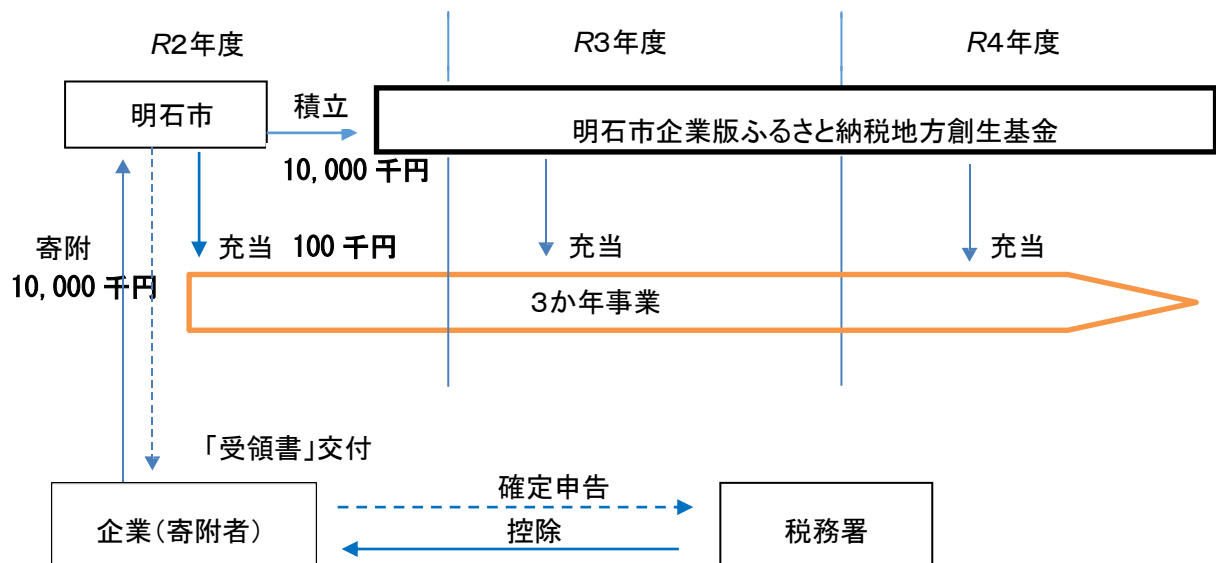
2021年2月24日(水)

(2) 基金への寄附金等の積み立て(3月補正予算措置)

寄附金については、本年度まちなか図書館事業に一部(100千円)充当し、年度末に執行残(9,900千円)と市からの繰入金(100千円)とを合わせて、基金に10,000千円を積み立てる予定です。

(注) 企業版ふるさと納税については、寄附額が総事業費を超えないこととされているため、制度上の整合性を図るため、市から基金へ財源を繰入するものです。

【基金を活用した事業推進イメージ図】



議案第3号関連資料 明石にじいろ基金条例(案)の概要

1 制定の目的

LGBTQ+が抱える困難は、医療、教育、居住等をはじめとして幅広い分野に関連しています。これらの解消を目指す取組は、市民、医療・教育関係者、事業者等の理解を広げながら、まちづくりの一環として市民・行政・事業者らが一体となって、継続的に進めていく必要があります。

そこで市が、まちづくりにかかわる様々な活動主体と連携し、支援をいただきながらSOGIE(性的指向、性自認、性表現の総称)というテーマについての理解の促進等に関する施策を進めていくため、基金を設置しようとするものです。

2 条例及び基金の概要

(1) 積立金額についての規定(第2条関係)

- ① 市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額
- ② 用途を限定しないSOGIEの理解促進及び性的少数者への支援に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額
- ③ 一般会計歳入歳出予算で定める積立額

(2) 基金の処分(第3条関係)

基金は、設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(3) その他基金について必要な事項を規定

3 施行予定期日

公布の日

4 基金の用途

まち全体のSOGIEに関する理解や機運を高めるための啓発等の施策及びLGBTQ+の抱える困難の解消に資する施策の財源に活用します。

- (1) 官民連携した啓発イベントの実施(地域行事へのブース出展)
- (2) 市民向け啓発講演会、ワークショップの開催
- (3) 医療機関・民間事業者向け研修の実施
- (4) 啓発グッズ・研修用素材の作成 など

なお、頂いた寄附金の執行残は、年度末に基金に積み立て、用途の明確化を図ります。

議案第29号関連資料

指定管理者の指定に係る議決事項一部変更について

1 目的

令和3年度末に指定期間の満了を迎える明石市立図書館について、指定期間を変更し、現指定管理者による管理運営を継続しようとするものです。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) あかし市民図書館
明石市大明石町1丁目6番1号
- (2) 明石市立西部図書館
明石市魚住町中尾702番地の3

3 指定管理者

TRC・長谷工・神戸新聞グループ

4 指定期間の変更

平成27年4月1日から令和4年3月31日までの指定期間（7年間）を2年間延長し、「令和6年3月31日まで」とします。

5 変更の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定している次期指定管理者の候補者の選定を延期することに伴い、現指定管理者の指定期間を2年間延長するものです。

総務常任委員会資料
2021年(令和3年)3月5日
政策局シティセールス推進室天文科学館

日本標準時制定 135 周年記念事業の実施について

天文科学館では日本標準時制定 135 周年を記念した事業を下記のとおり実施していきます。

記

1 令和2年度の取り組み

明石市立天文科学館は 1960 年(昭和 35 年)6月 10 日に開館しました。2020 年に開館 60 周年となり、開館日である「時の記念日」は 100 周年を迎えました。

本年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当初予定していた集客イベントに替えて、「全国天文台子午線リレー」や「夕焼けパンダ見てみ隊」などのオンライン企画や山陽電鉄とのコラボイベントなど、新しい取り組みを柔軟に工夫しながら行ってきたところです。

2 日本標準時制定 135 周年記念事業について

令和3年度に、日本標準時制定 135 周年を迎えることから、引き続き「時のまち」として、コロナ禍にあっても、本年度の取り組みで得たノウハウを活かし、市民に明るい話題を提供し、まちへの愛着を高めるとともに、明石市の魅力を全国に発信しようとするものです。

3 事業内容(予定)

- ・プラネタリウム投影「時報の出るまで」
- ・特別展「たのしい時計展(仮称)」
- ・講演会(関係団体との連携)
- ・シゴセンジャー、シゴセンオーによるこども向けイベントの実施
- ・オリジナルグッズの製作
- ・YouTube チャンネルを利用したオンラインイベントの実施
- ・天文科学館サテライト(パピオス5階)による情報発信
- ・ホームページ・リニューアル
(わかりやすい情報発信、展示物やイベントとの連携)

4 実施時期

2021 年(令和 3 年)6 月～7 月頃(予定)

【参考】日本標準時子午線 関連年表

- 671年 天智天皇が漏刻(水時計)で時を知らせる
(時の記念日の由来)
- 1884年 国際子午線会議
1886年7月 日本標準時制定
東経135度子午線上の時刻が日本標準時に
1888年1月1日 日本標準時 施行
- 1910年 明石に最初の子午線標識 建立
1920年 時の記念日 誕生
(東京教育博物館の「時」展覧会が契機)
- 1960年 明石市立天文科学館 開館
1961年 日本標準時制定75周年
1986年 日本標準時制定100周年
2020年 明石市立天文科学館 開館60周年
「時の記念日」100周年
- 2021年 日本標準時制定 135周年
天智天皇の故事から 1350周年

【令和2年度の取り組みの様子】



時の記念日オンラインイベント 全国天文台子午線リレー(6月10日)



夕焼けパンダ(10月12日)



山陽電車シゴセンゴー運行
(11月14日～12月18日)

あかしSDGsパートナーズ（登録・認証）制度の創設について

本市は、「SDGs未来安心都市・明石」の実現を目指し、「いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで」をキーワードに、SDGsを反映した持続可能なまちづくりを推進しており、昨年7月には内閣府からSDGs未来都市に選定されたところです。

SDGsの推進には、事業者や市民団体等とのパートナーシップが必要不可欠であることから、本市では、コープこうべと「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結するなど、企業との連携を図りながら地域課題の解決に向けて取り組んでいるところです。

他方、国においては、SDGsに関する官民連携の取組を促進する手法として、地方自治体におけるSDGsに取り組む事業者等の登録・認証制度の創設が推奨されており、これまでに20以上の自治体で制度が導入され、更に今後増加が見込まれているところです。

ついでには、より一層の官民連携の取組を推進するため、2021年度から新たに、登録・認証制度として「あかしSDGsパートナーズ」制度を創設するものです。

1 制度概要

目的	本市におけるSDGsの達成に向けた、事業者、市民団体、学校等による具体的な取組及び官民連携を促進し、SDGsに関する取組の見える化を図るとともに、研修や交流による情報共有を通じた各々の活動の活性化を図る。
対象	市内でSDGsの達成に向けて取り組んでいる、または取り組む意欲のある市内事業者・市民団体等（学校等教育機関も含む）

2 2021年度事業内容

(1) 団体等の登録〈4～8月頃 ※再募集9～10月頃〉	
対象	市内事業者・市民団体等（学校等教育機関も含む）
内容	登録を希望する市内事業者・市民団体等からの申請に基づき会員登録を行い、会員情報を市ホームページへ掲載する。
(2) 表彰制度〈9月頃〉	
対象	市内事業者・市民団体等
内容	SDGsの取組に関して先進的な取組をしている事業者・団体等を表彰し、市内のSDGsに関する取組を促進する。
(3) 事業者・市民団体等への研修〈①9月頃 ②11月頃〉	
対象	市内事業者・市民団体等（30～50名程度）
内容	① SDGs de 地方創生カードゲームを開催 ② SDGsの取組を推進する意義と方策について講演会を開催

3 スケジュール（予定）

時期	内 容
2021年4月	・登録会員募集開始（～6月末）
8月	・市ホームページ掲載（会員情報等）
9月	・事業者・市民団体等への研修①開催 ・表彰 ・会員募集（追加分～10月末） ※以降、年2回程度の募集期間を設定
11月	・事業者・市民団体等への研修②開催
2022年3月	・会員からの実績報告、次年度計画の提出

(仮称) あかしインクルーシブ条例の検討状況について

本市が目指す「誰一人取り残さないやさしいまちづくり」に向けた、包括的指針となる表記条例については、コロナ禍の状況を踏まえ、より慎重かつ丁寧に検討を進めるため、来年度の条例提案を予定しています。

今年度につきましては、検討委員が集合する条例検討会の開催に代えて、検討委員と事務局による個別の意見交換を行いましたので、ご報告いたします。

また、当事者参画のモデル事業などその他取組について、あわせてご報告いたします。

1. 条例検討委員との個別意見交換

- (1) 実施日：10/23～12/8、2/1（※2/1は座長・部会長等）
- (2) 実施方法：訪問来庁＝13名、ZOOM＝11名
- (3) 議題内容：コロナ禍の影響と条例案への反映、当事者参画制度など市の取組
- (4) 主な意見：別添 **資料1** のとおり

ご意見（抜粋）と反映の方向性

- コロナのような想定外の事態による新たな差別を許さない市の決意を示すべき。
 - ➡条例前文で決意を示すとともに、条例内で「インクルーシブ社会＝不当に差別されない社会」である旨を定義する。
- 災害時の要配慮者支援について、「災害」に限定すれば法的に災害ではないコロナなどは支援の対象外になるのではないか。
 - ➡災害時の要配慮者支援の条文に「災害と同程度の市民の安全が脅かされる場合も、その事態の特性に応じて適切に対応する旨」を追記検討する。
- インクルーシブの理念が一般の人にはまだわかりにくい。
 - ➡条例名を「誰も取り残さないインクルーシブなまちづくり条例」とするなど、「インクルーシブ」を残しつつ、前後に言葉を補う案を検討する。
 - ➡条文に加え、逐条解説や取組事例などを示したパンフレットなど、わかりやすい資料を作成し、継続的に啓発活動を行う。
- 条例が障害者だけのものだと誤解されないようにしてほしい。
 - ➡健常者が骨折した場合や、離婚してひとり親になった場合など、誰もが条例の対象で支援の対象となりうる旨をしっかりと示すことを検討。

2. 条例策定スケジュール

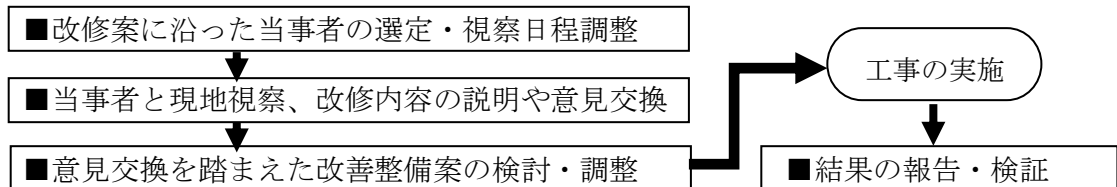
時期	取組項目	概要
2021年度 ～8月	条例案への反映	条例案や逐条解説、啓発資料の作成
8～10月	条例検討会（最終）	条例案の決定
9～12月	■議会報告	条例案の報告
10～1月	パブリックコメント	市民意見聴取（1ヶ月程度）
12～3月	■議会提案	条例議案の提案
2022年度 4月	条例施行（予定）	

3. (仮称)ユニバーサルアドバイザー制度のモデル実施

(1) 制度の概要

施設整備や研修等の実施にあたり、検討段階から複数の障害等当事者と一緒に現地視察や対話を行うことで、当事者目線に立った使いやすく効果的な施設改修や制度の設計を目指す制度。2020年度はモデル的に2件実施。

【制度利用のイメージ（工事の場合）】



<p>①魚の棚商店街「魚の駅トイレ」の改修</p> <p>参画：学識2名、車椅子ユーザー4名</p> <p>改善：トイレ蓋の撤去 便器位置を中央から壁側に変更 オストメイト・折り畳みベッドの新設</p>	<p>② 貴崎1号緑地のスロープ等設置</p> <p>参画：車椅子ユーザー2名</p> <p>改善：スロープ設置場所や傾斜の確認 固定椅子の撤去・植栽の撤去 (車椅子進入路の確保)</p>

(2) 課題や今後の方針など

- 感染症対策として、現地視察人数を最小限に抑え、現地視察しない人には写真等で説明し、メール・電話で意見聴取をおこなった。
- 障害当事者からは、写真等では知りたい情報の不足や確認ポイントが漏れることもあるので、リアルタイムで現地確認や質疑応答ができる ZOOM の活用など、意見交換の質を高める工夫が必要との意見があった。
- 持続的な制度を目指し、2021年度もモデル事業を継続するとともに、IT機器の活用の仕方や、制度を利用した取組への補助金などインセンティブも検討する。

4. ユニバーサルデザインのまちづくりの取組

(1) 取組の概要

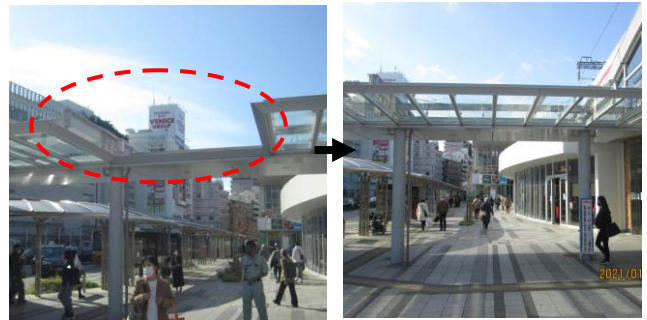
本市では、誰もが安全で安心して移動できるように、駅舎のバリアフリー化をはじめ、ホームドアの整備、あかし案内所の設置などユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいます。

今年度は、まち歩きなどで障害当事者に参画いただきながら策定した「ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画（2019.3）」に基づき、国や警察をはじめ交通事業者の協力を得ながら、バリア解消に取り組んでいます。

① 休憩用ベンチの設置（4ヶ所）



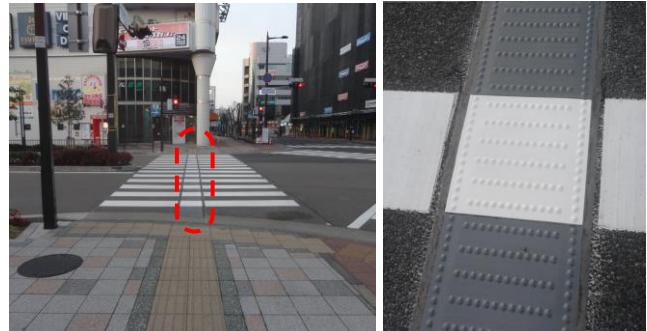
② シェルター屋根の改修（1ヶ所）



③ エンバーサルデザインタクシー導入補助（8台）



④ エスコートゾーンの設置（2ヶ所）



※ 視覚障害者も安全に道路横断できるように、横断歩道上に突起体を設置したものを

(参考) 明石駅周辺の整備位置



条例検討委員との個別意見交換まとめ
～（仮称）あかしインクルーシブ条例～

■実施日：10/23～12/8（20名）、2/1（4名）

■実施方法：訪問来庁13名、オンライン11名

■議題：コロナ禍による影響、条例修正の必要性
当事者参画制度やその他市の施策等について

■委員意見

1. 条例検討スケジュールについて・・・5ページ
2. 条例素案について・・・5ページ
3. 当事者参画制度について・・・7ページ
4. 市の施策等に関する意見・・・9ページ
5. コロナによる個人、社会の影響について・・・11ページ

【参考】条例構成案

□条例前文

□総論

- ・目的
- ・基本理念
- ・市の責務、市民の役割、事業者の役割
- ・財政上の措置
- ・障害当事者等の参画
- ・情報の利用
- ・庁内連携、関係機関の連携協力

□各論

- ・インクルーシブ教育の推進
- ・災害時の要配慮者支援
- ・障害者差別解消の取組
- ・総合相談体制の整備
- ・福祉人材の育成、確保
- ・障害者に対する就労支援
- ・バリアフリー化の促進
- ・移動手段の確保
- ・計画に基づくユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ・ユニバーサルツーリズムの促進

1. 条例検討スケジュールについて

(1) 条例提案延期の是非（2020年度⇒2021年度）

- コロナを経験して現状を踏まえる点では、提案時期の延期は良かった。
- コロナと共に生活していくために、現状とこれまでの検討を検証する必要がある。
- もしコロナが終息しなくても、2021年度からの再延期はない。

(2) 条例検討の場のあり方

- 条例提案までに、もう一回は検討会として集まったほうが良い。
- 今回の委員意見については、条文への反映が難しそうで、委員としても見えにくい。
みんなで ZOOM 会議などができるとうい。
- 対面してこそその検討会として捉えている。全員は無理でも対面と ZOOM の併用などで、みんなで参加できる場を期待する。

2. 条例素案について

(1) コロナの影響を踏まえた条文等修正

<前文、総論への反映>

- 感染症差別について、前文、目的、理念などで何らかの反映をさせたい。コロナ禍で生じた壁を突破していく決意。明確な根拠のない新たな差別、排除も想定される。
- 前文や理念に加えて、災害の条文にも追加することで、入口と中身とで整合性を図る。
総論と各論が両輪になる構成。
- 感染症対策は必要だが「障害者＝基礎疾患がある者」ではない。障害者の社会参加をなくしてはならない。障害者を保護されるだけの存在にはしたくない。
- コロナは、大きくは情報提供の場面で問題となる。災害の条文には1語足すぐらいで十分。総論に大きな理念を書き、情報提供の体制を整えることも記載すべき。

<各論（災害項目）への反映>

- 災害の条文に感染症の内容を追加すべき。
- 感染症内容の追加は良いが、感染症問題は災害と違う部分が多くあるので、項建てを別にする方が良いかもしれない。
- 感染症を「コロナ」に限定して表記することは不要。
- 追加すべきかどうか迷う。理由は、今後季節性インフルエンザのように落ち着く可能性もあるため。
- 災害避難所での密はやむをえないが、感染症対策では密は絶対ダメなど、災害とコロナでは相反する対応もあるのだが、関係性は強い。
- 「要配慮者」は、災害時以外でも困ったときに助けてもらえると思って、要配慮者名簿に登録している。他の用途にも使えるよう同意を得れば、名簿をさらに活用できるのではないか。

(2) その他条文への意見

① インクルーシブの理念について

各委員が考えるインクルーシブ

○各委員が考えるインクルーシブの日本語訳

「分けない」「多様性の理解」「みんな一緒に○○しましょう」「みんな助かる」「ごちゃまぜ」「取りこぼさない」

○「インクルーシブ」を一つの言葉に置き換えない方がいい。日本語での意味が一つでないことに意味がある。人にとって訳し方が違うことがむしろ良い。

わかりやすい周知や啓発

○「インクルーシブ」という言葉を用いた条例はなく、言葉自体が浸透していない。

○「インクルーシブ」の前後に補足する言葉があれば説明しやすいのではないか。

○日本語に訳さず、「インクルーシブ」という言葉を発信し続けて根付かせたい。

○「SDGs」もインクルーシブと同じく理解が難しいが、報道などで少しずつ浸透している印象がある。また、バッジをつけていると話のきっかけになる。

○この条例が市政全体に横串を刺すものであることがわかるよう、パンフレットなどにイメージ図を入れるのも良い。

○「インクルーシブ」にわかりやすい説明をつけて、広報などで何度も発信することが大切。条例には罰則がないので、継続発信して日常に溶け込ませることが必要。

② その他条文への意見

前文、総論

○事業者や市民の「責務」を「役割」に変更したことは問題ない。

○「障害者」という呼称自体に違和感がある。もっと「みんな一緒に」というニュアンスを出せると良い。

○どこで暮らすかはその人の権利であり、障害のある人がその地域で生活できる権利を守るため、「障害者にとって必要なサービスを保証する」ことにつながる内容を条例に盛り込めないか。市の責務や、市民や事業者の役割に入れるなど。特に知的障害者などの「親亡きあと」は施設入所の話になるが、対象施設もないのが現状。

各論

○障害者の就労に係る条文が気になった。障害者採用には金がかかるという固定観念があるが、実際当事者と対話しながら必要な物を用意するだけで十分。両者ウィンウィンになる。そのようなニュアンスが条文か説明で伝わると良い。

○インクルーシブ教育の推進は大切であり、子どもの成長にも繋がる。ただ、人員を含めた環境整備が追い付いていない。環境整備の必要性も条例に盛り込みたい。

○条例案の「総合相談支援体制の整備等」項目について、「課題が深刻化する前に」と記載されているのが良い。申請主義ではなく、本人が疲弊しきる前に予防的、早期発見の姿勢が感じられる。

3. 当事者参画制度について

(1) 当事者参画の必要性、感想

- 同じ障害特性でも、ニーズは一人ひとり異なる。幅広い年齢層に聴くことも大切。障害者団体等でも若い当事者の声が反映されない現状がある。
- 非常に良い取組。様々な特性の当事者と参画するのは、事業者も改めて気づくこともあり、当事者同士がお互いの障害を知る良い機会にもなる
- 当事者参画制度は、設計士や建築関係に携わる者にとっても非常に有意義。街歩きなどに参加しても毎回多くのことに気づかされる。
- 全体的に障害当事者が意見を言える機会が増えている。それによって困りごとが少しずつ解消されている。
- 当事者にとっては、意見が反映されることだけでなく、関係者に意見を伝えられる機会があることがありがたい。
- 参画人数を減らしてでも、コロナ禍のなかで参画を進められたことが良かった。
- 新庁舎の建設に当たり、障害当事者への意見聴取があり、市の配慮を感じた。
- あかし案内所もユニバーサル歯科診療所も、当事者参画を経てとても利用しやすい。
- 最近、他市の市役所移転に係る設計を見たが、市民用トイレはしっかりした設計になっていたが、職員用トイレは当事者への配慮を感じられない設計になっていた。当事者が働く側にもいるということを設計士が分かっていない。就労環境を整えるという意味でも当事者参画は必要。

(2) 現地確認の重要性

- 現場で感じる雰囲気は、写真ではわからない。少人数で回数を増やすなど、密にならないようにした上で、可能な限り現場を感じられるように取り組んでほしい。
- 現地体験の良さは、見たものを双方（当事者・事業者）でチェックし、事業者は当事者からの意見や質問に対して説明ができることである。事業者と当事者は普段直接交わらないことが多いので、市が仲介する役割は大きい。
- 屋外での取組であれば、参加人数を少なめにするなど配慮しながら、コロナ禍であっても積極的に行うと良い。

(3) コロナ禍における当事者参画の手法

ZOOM 等利用の可能性

- コロナ禍での当事者参画については、ZOOMなどを使ったリアルタイムの現地確認、意見交換が良い。写真や動画だと確認のポイントが漏れたり、誤解を生じたりすることもある。リアルタイムで行い、その場で質問や補足ができる対話方式が望ましい。一定のルールは必要だし、ろう者への配慮は必要。
- オンラインで ZOOM を利用すれば、聴覚障害者でも自分の意見はチャットで伝えることができるし、他の方の意見を字幕で表示してもらうこともできる。

(4) 当事者参画制度を進めるために

周知・啓発

○制度を民間に広げるには興味を持ってもらう工夫が必要。広報紙だけではなく HP でも発信すると良い。

制度利用のインセンティブ

○当事者参画を民間に普及させるための方法は補助金だけではない。バリアフリー対策を行った際の認定プレートやステッカーの掲示、表彰制度は、事業者にとっては十分インセンティブになり得る。消費者にアピールできる。

○事業者は忙しければ断る。補助金、技術的なアドバイス、実施実績のPRなどメリットが見えたと利用しやすい。

参画の拡大に向けて

○課題は、現在のモデル事業を事業化していくこと。モデル事業での成功体験を発信して、次につなげてほしい。民生委員や児童館の職員など地域の様々な人が一緒に取り組んでいくことが、目指す完成形である。

○自治会役員や地域の当事者の参画があれば、なお良い。当事者と地域をつなぐきっかけにもなる。

○当事者から事業者に直接伝えると、ただの苦情と捉えられてしまう可能性もある。市が事業者に対して、まちづくりにとって当事者参画は大切であり「当事者の意見を聞き、より良くするための話し合いの場」と呼びかけていただけると、事業者の理解や参加が進みやすいのではないかな。

その他課題

○条例で参画を義務づける方法もある。個人店がバリアフリー改修するには元々のスペースがなく難しいが、大きな商業施設では対応が可能な場合もあると思う。

○どれだけ意見を聴いても、100人が100人とも良いとはならない。声の大きい人の意見だけが通ることのないようにしてほしい。

○障害当事者には自分で解決していこうとする人もいるが、そうでない人も多い。課題を発見する力が弱く、声を上げることができない当事者の能力を引き出すために何ができるのかということが大きな課題。

○参画の回数を重ねることで、それぞれの障害特性や考え方がわかってくる。自分の役割や立ち位置も踏まえた意見の出し方も、わかってくるのではないかな。

○障害が先天的か後天的かなど、同じ障害種別でも様々な当事者がおり、考え方も違う。それぞれの当事者すべてのニーズに応えていくのは不可能。いろいろな要望はあると思うが、当事者自身も動かないといけない。

○当事者参画を進めるには、それを受け入れる側の意識が大切。B1 グランプリの時に足の悪いボランティアに遠方の昼食会場を用意するなど、市も全体ルールに縛られて配慮がなかった例もある。

4. 市の施策等に関する意見

障害者雇用の推進

- 市は障害者雇用を進めているが、雇用のPRだけでなく、充実して働けているかどうか振り返りが重要。障害特性ごとの配慮も必要。
- 雇用面では、まだまだ知的障害者に対する理解が十分でない。
- 知的障害者には清掃業務に従事してもらうことが多い。「知的＝清掃」という固定観念は良くないが、プライドを持って完璧な清掃をしてくれる人もいる。

手話通訳に関する取組

- 学校授業に手話を取り入れていることは、将来の大きな成果に繋がると思う。
- コロナ感染拡大に伴い、手話通訳者養成事業などを中止しているが、中止の際にはろうあ協会や手話サークルなどに意見を聞くなど配慮してほしい。
- 明石市では手話の取組が進んでいる。今後、こうした取組について市内の障害者団体などと連携を深めてほしい。
- 聴覚障害者に手話通訳をつけることは、インクルーシブに必須な取組だと思うが、通訳者の手配で柔軟な対応がなされていない場面もある。

地域独自の取組

- 山手地区社協では障害者の働く場として、2020年4月に「ぴあファーム」を開設した。ファームで作った農作物は、小学校前で販売して取組の理解者に買ってもらっている。また、地元企業からは肥料の無償提供を受けたり、地域住民からも農園を無償で貸出してもらったりしている。こうした地元の協力企業、作業所等をもっと広げていくため、行政が表彰する仕組みづくりが必要と考える。
- 老人会の旅行に障害者を誘っている事例があった。ミカン狩りでは、背の低い木を用意するなど配慮がなされており、素晴らしい取組が少しずつ広がっている。

その他

- 障害者の活躍可能性を探るのも大きな支援。知的障害者に多いが、家の中閉じこもって外に出ることができない。チャレンジさせることが大切。
- 日本では北欧に比べて障害者に対する過剰なサポートが目立つ。
例) フィンランドでは、バスに乗るときも本当に困ったときにだけ声をかける。
- 相談業務は十分な経験が必要な業務だがどこも赤字。財政面の支援もマンパワーも足りていない。
- 「あすく」は5/17まで閉めたが、その後、当事者相談や重度障害者へのマスク配布を行っている。
- 高齢化が進む中、今後車に乗れなくなった人の移動問題が大きくなる。高齢者が所有する車を使った運転代行サービスなど個々に寄り添った支援が求められる。
- 条例制定後も当事者の意見を聴く会議体を作ってほしい。

緊急アンケートの取組

- 一人ひとりに対して、また連絡希望がない人にも、必要に応じて市からアウトリーチをしたことはとても良い。
- 他の自治体もやっていない取組。ヘルパーが来ないと誰とも会話しない孤独な障害者が増えている中、「気にかけている」というメッセージ性があったとても良い。
- コロナ禍の大変な状況下で、相談窓口の周知につながる。
- 電話での相談や問い合わせには勇気がいる。無記名アンケートで気軽に意見が言えることは大切。サポート利用券とセットでなくても、今後も実施してほしい。
- 返信しやすい方法を探るのも大切。大久保まちづくり協議会では、スマホで返信できるアンケートを実施した。
- 条例を制定する上で、まさにインクルーシブな取組事例として市内でも浸透させてほしい。
- 返信のない人、アンケートを書けない状況にある人が取りこぼされている。
- 障害当事者がアンケートの書き方や内容を正しく理解できたかという懸念はある。
- 記入に慣れていないろう者には手話通訳を通じて書いてもらうなど、窓口相談の利用などで尋ねやすくする工夫をしてほしい。
- 支援につなげるには、行政だけでは難しい。民間と市の協力体制が必要。

5. コロナによる個人、社会の影響について

①当事者等の様々な困りごと

視覚障害当事者の困りごと

- ガイドによる誘導について、これまでの手を触れての誘導から、声による誘導になったケースもあったと聞いている。
- 視覚障害者は、急な変化については教えてもらわないと対応できない。コロナ禍の買い物であれば、レジに並ぶ間隔、お金の受け渡しなど。
- 同行援護の利用は本人もガイドも気を使う。買い物をギリギリまで我慢する当事者もいた。

聴覚障害当事者の困りごと

- コロナにおける政府の会見では、次第に手話通訳者がつくようになったが、緊急時の情報を手話で提供している自治体は少ない。
- マスク装着の徹底により、医療機関や介護の場、コンビニ等で、今まで表情や口の動きから読み取っていた情報が取得できなくなった。マスクを装着したままのコミュニケーションに適応できない人もいることを知ってほしい。

難病当事者の困りごと

- 難病の人からの連絡が増えた。難病当事者が孤立している懸念がある。
- 難病当事者の家族への支援は不十分。既存の制度をすべて使ってしんどかったら言ってねというスタンスであり、疲れ切ってしまう。支援を受けるために支援がいるのが現状。

車いす利用者の困りごと

- 感染した場合にどのような状況になるのかが想像できず、「もし車いすを操作できないほどの状態になったら・・・」という不安が大きかった。

その他障害当事者の困りごと

- デイサービスや介護予防事業の停止によって集まりの場が減り、当事者同士の人間関係が希薄になった。
- 未知の感染症であり、病院に行くのが怖かった。
- 重度障害がある子どもを持つ親としては、自分がコロナにかかったら家族が大変という気持ちが強い。医療体制なども家族単位で考えてほしい。
- 自粛が長期化した際、同行支援などのサービスが停止し、誰とも会話ができない障害者が多くなる。生活が心配。
- コロナによる影響・制約は、特に障害者には大きい。旅行会食を促すGOTOキャンペーンにしても、介護や付き添いが必要な障害者は使えない。
- 高齢者施設、障害者施設なども面会を禁止され、また施設利用者に電車を利用した外出を禁止する事業所もある。地域移行も止まっている。

高齢者の困りごと

- 高齢者は、家に閉じこもることで鬱状態、体力低下、寝たきり、認知症の症状が出た人もいと聞いた。
- 特に認知症の家族が大変。フォローが必要。

その他様々な困りごと

- 病院に面会に行けない、看取りができないという声が多かった。
- 地域の人達は、コロナによる外出自粛やメディアからの情報過多により、ストレスを大きく感じていた。
- ネットが使えると ZOOM などコミュニケーションの幅が広がることが分かったが、金銭的な問題、使い方の難しさからスマホが使えない人は、孤立する傾向にある。
- バスの吊り革や手すりを持ちたくない人が増え、車内転倒事故の危険性が上がった。車内放送や乗客が完全に座るまで発車しないことを事業者として意識した。

②障害者施設における影響**A 事業所**

- 施設は2ヶ月閉鎖。しかし、工賃を維持した事で経済的影響は少なかった。
- 閉鎖期間中は毎日2回状況確認の電話をした。外出自粛によりコミュニケーションに飢えている障害当事者が多いと感じた。
- 消毒液で手が荒れたり、マスクがつけられなかったりする利用者もおり、特に家族が心配するケースがあった。マスクについては、着用の必要性をその都度説明した。
- 生活リズムが変わることが苦手な人にとっては、通所という日々のルーティンが無くなることから、施設閉鎖時のリズムの切り替えが大変であった。

B 事業所

- 事業所において、施設内の標準衛生基準や意識が上がった。
- 障害特性等によりマスクを装着できず、またアルコール消毒液を飲んでしまう利用者がいた。管理の徹底を図り、マスクの装着を進め、簡単に消毒液に触れないような工夫や飲んでも大丈夫な消毒液に替えるなどの対応を行った。外出も一律にダメとはせず、一人ひとりにスポットがあたるような意識を持って取り組んだ。
- 家族がコロナに感染し、濃厚接触者である重度障害者について、区市から入所できないかという問合せがあるが、受け入れにくい。そうした人は、在宅でホームヘルパーを利用するが、現在の制度設計では、利用可能時間が短く当事者の生活を十分に補えないことがコロナによって顕在化した。これは「親亡きあと」の問題であり、「いつ来るか」ではなくて「いつか必ず来る」問題である。

C事業所

- 緊急事態宣言により訪問による対面確認ができなかった。電話による聞き取りは、訪問時より丁寧な確認を心掛けている。
- コロナの影響で相談は増えている。定期的なモニタリングや新規相談のいずれも電話対応だが、顔を見て相談を受けたいニーズもあり、難しさを感じている。

D事業所

- 緊急事態宣言下の4月は様子見の利用者もいたが、5月からは多くの人が事業所に来ていた。居場所としての重要性を感じた。

E事業所

- 知的障害者の通所施設を運営しているが、マスク着用の必要性など現状を理解できない利用者が多く苦慮している。
- マスクが品薄な時期に、高額でマスクを買ってしまう利用者もいた。
- 保護者も含めて在宅ワーク移行への理解が得られにくかった。特に仕事をしている保護者からは「なぜ預かってくれないのか」という声も多く聞かれた。保護者に理解してもらうためにも家庭とのコミュニケーションが必要だと感じた。
- 特に施設に対する基準がなく、施設の裁量に委ねられていたため、対応が難しかった。行政に統一した基準を示してほしかった。
- 環境が変わると、リズムが崩れて施設に来られなくなる利用者が出てくるのではという懸念があった。

③差別・排除

- 感染リスクは誰にでもある。いたわりと思いやりをもって、障害の有無にかかわらず、仲間を大切にするなど、他者を気遣う心が必要。
- コロナに感染すれば会社や地域に迷惑がかかるという考えで皆は行動しているが、過剰防衛となっている面もある。感染した人を攻撃する風潮はなくしたい。
- 格差は広がっており、格差は差別を生む。心に発生した差別を咀嚼し、直視・対応することが大切。それができる社会を目指そう。
- 感染の恐れから一般人が一般人を差別している。かかった人が悪という風潮がある。誰でもなるということを認識する必要がある。
- 障害者、母子家庭、高齢者など社会的弱者にしわ寄せがいき、影響が大きかった。
- 小中学校では、こどものコロナ差別がないように、感染症対策に加えて道德面の指導も行っている。
- 障害者が色々な場面で感じていた疎外感を、健常者も体感しているのではないか。
- 当初は自分がコロナ感染第一号になることへのストレスがあったが、感染しないための工夫や感染時のフォローを考えることで、ストレスから解放された。

④就労面の影響

- すべての業種で影響があったが、特に夜の飲食店の影響は大きかった。
- 事業者は、食品衛生法の改正によるハサップ義務化とコロナ対策が相まって、手洗いや消毒、自己管理をよりしっかりと実施するようになった。
- 阪神大震災のときは災害時が最低であり、そこから復興に向けて上向くという全体像が見えたが、コロナは底が見えない点が辛い。
- 従業員がコロナにいったんかかると大打撃。商品を発送できなくなるなど自社だけでなく得意先の商売にも影響する。
- コロナ禍で良かったことは、お客様と協力し絆ができたこと。1時間終業を早くすることで仕事のやり方の見直しができ、新しいことを考えるいい機会になった。
- コロナによりバスの乗客は激減。現在でも8割程度ぐらいまでしか戻っていない。不採算路線の減便の方向に向かわざるを得ない。
- 車いすユーザーがバス乗車する際には、時間がかかってもバスと車いすの固定を徹底。面倒くさがる車いすユーザーもいるが、毅然と対応している。
- マスクを着けていない人はバスに乗車させないなどの措置はとっておらず、装着の協力をお願いしている。

⑤その他

- 高齢者大学は一時閉鎖したが9月から再開した。感染対策をしたうえで、講座の分散開催やコミセンでのDVD学習を行っており、現在はオンライン授業に対応できるよう必要な工事を進めている。早ければ年内に実施できる。生徒は仲間と出会うことなど日常へ戻ることを求めている。
- 「あすく」ではマスクを配付する取組をしているが、市役所も、災害時の要援護者などを対象に、有償で良いので必要な物品が入手できるようにしてほしい。
- これからは遠隔・ITに頼る面は多くなる。一方環境が整っている人しか使えない側面があり、困難を抱えている者は参加できない傾向にある。環境整備が必要。
- 大学ではオンライン授業に必要なデバイスは原則学生負担であるが、用意するのが難しい学生には貸し出しを行っている。会えない状況の中、ストレスなく参加できる会議の場の提供は必要なこと。
- 「インクルーシブ」を実現するには、AIの力が必要と感じる。
- 避難所におけるコロナ濃厚接触者の分離が大切になってきている。
- コロナ禍だから全ての地域で活動を中止するのは良くない。どう対策を講じれば活動できるかを考えることが大切。

LGBTQ+/SOGIE施策の取組状況について

1 明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

SOGIE（性的指向、性自認、性表現の総称）を問わず、互いを人生のパートナーや家族、大切な人として尊重し、継続的に協力し合う関係にあることの届出があったことを証明するパートナーシップ・ファミリーシップ制度を令和3年1月8日に施行しました。

(1) 届出様式の選択制

二者の関係を届け出る様式については、多様なニーズに寄り添えるよう、効力は同じであるものの名称は異なる6種類*の様式を用意しました。

※様式の名称 ①パートナーシップ届／②ファミリーシップ届／③結婚届／④家族届／⑤事実婚届／⑥〇〇届（自由記載）

(2) 届出の状況

2月末時点で10件の届出を受理し、届出受理証明書を交付しました。

(3) 医療機関との連携協定

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の検討においては、市内3医療機関*と、意見交換を重ねながら進めてきました。

そこで、制度の施行後も市との連携を深め、SOGIEやLGBTQ+に関する理解や取組を進め合い、誰もが安心して医療機関を利用できる環境づくりを目指して、連携協定を3医療機関と締結しました。

※協定締結先：①明石市立市民病院 ②明石医療センター ③ふくやま病院

(4) 市職員の休暇・福利厚生制度への適用

婚姻関係等に基づき利用できる休暇制度や互助会の結婚祝金について、同性パートナーを有する職員が利用できるよう、対象を拡大します。

(対象となる休暇) ※2021年4月1日から適用開始

結婚休暇、忌引休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、出産補助休暇、育児参加休暇

(互助会の結婚祝金) ※2021年4月1日から受付開始

すでに本市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度や他市の同様の制度を利用していても、遡及して給付（婚姻関係と同様に1回限り）

2 性別記載欄の見直し

市が受領・発行する申請書、アンケート、通知書等の様式で、性別記載欄を設けているものについて、国や県等の規定で定められているものや業務上必要なものを除き、原則として性別記載欄を削除しました。

様式種別	件数	廃止可能							廃止不可					
		総数	削除済	4月 切換	例規 改正	在庫 利用	システム 改修	関係機関 と要協議	総数	統計上 必要	医療上 必要	性別配慮 が必要	その他	
国・県等の様式	240	0								240				
市の様式	373	225	174	12	5	20	10	4	148	36	33	52	27	

3 啓発の取組

パートナーシップ・ファミリーシップ制度施行を契機として、市と市民、関係団体、事業者が共に、継続してこのテーマへの取組を進める機運を高めるために「LGBTQ+フレンドリープロジェクト」を始動しました。

(1) キックオフイベント

1月9日に、約150名が参加する「キックオフイベント」を市民広場において開催しました。

イベント内容

- 基調講演 ブルボンヌ氏（女装パフォーマー・ライター）
 - ・性のカチは人それぞれ。皆が身近なテーマと考えることが大切。
 - ・自分のカチを受け入れ、自分自身を好きになること、互いのカチを認め合うことで、暮らしやすい社会になっていくのでは。
- クロストーク（関西で活動される4人のLGBTQ+当事者の方々）
 - ・行政だけでなく地域や企業等が連携し、取組を広めることが必要。
 - ・必ず近くに味方となってくれる人がいる。まずは相談を。
- にじいろ宣言（参加者みんなでメッセージを表明）
 - ・人はみんな、一人ひとりが違う存在。
 - ・SOGIEに関する理解を広め、差別や偏見をなくすことが必要。
 - ・LGBTQ+を含む誰もが安心して暮らすことができ、誰もが自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」をみんな一緒に目指していく。



(2) にじいろキャンペーン

1月8日から2月末までの2か月間をキャンペーン期間と位置付け、性の多様性のシンボルカラーである6色レインボーでまちなかを装飾するほか、パネル展示や、連携企画、スタンプラリーなどを民間事業者等とも連携しながら実施しました。



4 研修の実施

研修用動画を作成し、医療機関への配付・市職員・教職員研修に活用するほか、市内の各学校、地域活動団体等に研修や出前講座を行っています。

今年度実施した研修

- (1) 市職員研修
 - ・入庁3年目職員へのアンケート・意見交換（8月）
 - ・新規採用職員研修（2月）
- (2) 学校教職員向け研修
 - ・全小・中・特別支援学校の人権教育担当教員研修（11月）
 - ・教職員初任者研修（1月）
 - ・教職員研修（朝霧中（11月）、明石商業高（12月））
 - ・小・中学校教職員人権研修会（1月）
- (3) 児童・生徒向け出前講座（12月～3月）
 - 二見西小学校（4年生）、魚住小学校（2年生）、大久保小学校（6年生）、王子小学校（6年生）、谷八木小学校（6年生）、明石商業高校（1・2年生）
- (4) 医療機関
 - 希望のあった5つの医療機関に研修用DVDを配付
- (5) その他
 - 人権教育推進員（10月）、図書館スタッフ（11月）、地域活動団体（12・2月）、民間事業者（3月に2社で実施予定）など

5 相談支援

今年度の7月に開設した専門相談窓口「明石にじいろ相談」には、2月末時点で93件の相談が寄せられています。

にじいろ相談への相談件数（2月末時点）

	電話	面接	メール	計
7月	7	3	1	11
8月	12	3	3	18
9月	4	2	0	6
10月	16	0	2	18
11月	5	0	0	5
12月	8	1	0	9
1月	7	1	3	11
2月	12	2	1	15
計	71	12	10	93

相談者

- ・本人（57件）
- ・本人以外（36件）

相談内容

- ・性別違和、治療について（49件）
- ・孤独感（14件）
- ・恋愛等の人間関係（13件）
- ・性的指向に関すること（8件）
- ・ひきこもり（7件）など

6 今後の取組

これまでの取組を基盤とし、今後も官民連携のもと更なる充実を図ります。とりわけ、相談支援については、人知れずに一人で悩まれている方を相談窓口につなぐために、より一層の周知を図るとともに、研修・啓発の取組を更に進め、市民、医療・教育関係者・事業者等の理解を広げます。

まち全体にSOGIEに関する理解を広め、LGBTQ+も安心して暮らすことができる「ありのままがあたりまえのまち」を目指した施策を進めます。

「本のまち明石」のさらなる推進について

令和3年度に、「本のまち明石」のさらなる推進を目指して、明石市立図書館における市民サービスの向上を図るとともに、企業版ふるさと納税を活用した官民連携の取り組みを行います。

1 取り組み内容（令和3年度総事業費 11,203千円）

内 容	事業費
<p>(1) あかし市民図書館の開館時間の延長【拡充】</p> <p>令和3年4月1日から、あかし市民図書館の開館時間を全日30分早め、午前9時30分からとします。</p> <p>【現 状】 開館時間 月～金：午前10時00分～午後9時00分まで 土日祝：午前10時00分～午後7時00分まで</p> <p>【変更後】 開館時間 月～金：<u>午前9時30分</u>～午後9時00分まで 土日祝：<u>午前9時30分</u>～午後7時00分まで</p>	
<p>(2) 読書バリアフリーの推進【拡充】</p> <p>①図書館への来館が困難な方が読書を楽しむことができるよう、福祉施設等への図書の本送（宅配）サービスの拡大を図ります。</p> <p>【現 状】 視覚障害者への図書の無料郵送サービス 身体障害者や65歳以上の来館困難者への図書の無料宅配サービス</p> <p>②明石市立西部図書館の読書バリアフリーコーナーの新設 図書館内の視聴覚エリアを読書バリアフリーコーナーへと改修します。</p> <p>【現 状】 拡大読書器、音声読み上げ器の設置</p>	6,443千円
<p>(3) まちなか図書館の設置【新規】</p> <p>令和2年度からの3年間を通して「SCBふるさと応援団」（企業版ふるさと納税）を活用し、日新信用金庫の市内の本・支店などに図書・本棚を設置し、「いつでも、どこでも、だれでも、手を伸ばせば本に届くまち」をさらに推進します。</p>	R2: 100千円 R3:4,760千円 R4:5,240千円 (全体事業費10,100千円)

※上記(2)については、地域生活支援事業費補助金（国1/2、県1/4、市1/4）を活用予定

第2期明石市中心市街地活性化基本計画の総括について

本市では、まちの顔となる中心市街地の魅力とにぎわいの向上を図るため、「第2期明石市中心市街地活性化基本計画」を2016年3月に策定し、国の認定を受けました。

本計画に基づき、「明石駅前南地区第一種市街地再開発事業」を核事業とする48の活性化事業を設定し、官民協働で中心市街地の活性化に取り組んできたところです。

このたび、本年度末をもって5年間の計画期間(2016年4月～2021年3月)が終了となることから、最終的な数値目標の達成状況をはじめ、経済波及効果、本計画の総括などについて報告します。

1 数値目標の達成状況

① 都市福利施設利用者数(人/年)

基準値	実績値					目標値
2014年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度
452,001	540,115	1,398,325	1,415,487	1,378,754	(902,800)	900,000

② 歩行者・自転車通行量(人/日)

基準値	実績値					目標値
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度
16,737	16,973	19,637	19,724	20,188	(18,002)	20,000

③ 新規出店者数(店/年)

基準値	実績値					目標値
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度
12	22	23	21	20	22	12
-	22	24	17	16	29	-

(上段:2016年度からの平均 下段:単年度)

※2020年度の実績値は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた結果となりました。

※①都市福利施設利用者数の2020年度実績値は、2020年4月から12月までの速報値を年換算した推計値です。

2 本計画策定後のまちの変化・経済波及効果

(1) 人口・世帯数

	2015年4月	2021年1月	増加率
人口	7,395人	8,304人	12%増(全市2%増)
世帯数	3,732世帯	4,213世帯	13%増(全市7%増)

※中心市街地の方が全市よりも高い増加率となりました。

(2) 税収(調定額)

	2015年度	2020年度	増加率
個人市民税	5億5,051万円	6億3,955万円	16%増(全市9%増)
固定資産税 (土地・家屋)	7億2,972万円	7億8,342万円	7%増(全市6%増)

※特に個人市民税は、中心市街地の方が全市よりも高い増加率となりました。

(3) 地価(公示地価)

	2015年1月	2020年1月	増加率
本町1-1-28	42万円/㎡	53万円/㎡	26%増
本町1-9-11	16万7,000円/㎡	17万4,000円/㎡	4%増
桜町2-16	13万7,000円/㎡	13万8,000円/㎡	1%増

※明石駅周辺の上昇が顕著となりました。

(4) 経済波及効果

	市内における経済波及効果
建設段階(イニシャル効果)	約700億円
運営段階(ランニング効果)	約109億円/年 (パピオスあかし<再開発ビル>整備後)

経済波及効果:中心市街地活性化に関する事業(再開発事業などのハード事業及びソフト事業)に伴い、市内の経済活動を拡大させる経済効果

イニシャル効果:パピオスあかし、明石駅前広場、国道2号立体横断歩行者道路、ほんまち三白館の整備など中心市街地活性化に関する事業に伴い、民間投資を誘発するなど市内の経済活動を拡大させる短期的な経済効果

ランニング効果:パピオスあかし整備後、来街者及び新規出店の増加による商業販売額の増加及びそれに伴う原材料の仕入れ、輸送など市内の経済活動を拡大させる継続的かつ中長期的な経済効果

3 今後の本計画及び中心市街地活性化協議会

本計画については、核事業である明石駅前の市街地再開発事業が終了し、当初設定していた数値目標を上回ったことから、本年度末の計画期間満了をもって終了とします。

協議会については、本計画が終了となることを踏まえ、本年度の協議会において委員の同意を得たことから、本年度末をもって解散します。

各委員の主な意見は次のとおりです。

- ・ 中心市街地活性化については、来街者が増加し、にぎわいが生まれていることから全国的にみても成功事例であると評価できる。
- ・ 歩行者・自転車通行量については、国道2号横断歩道橋の効果が大きい。来街者がパピオスあかしを通過して国道2号南側に行くことができる動線にしたことがよかった。国道2号横断者が増加したが、中心市街地南側で通行量が伸びていない地点がある。引き続き、中心市街地全体の通行量が増加するよう努力してほしい。
- ・ 新規出店者数については、新規出店が続いている。コロナ禍でテナントの居酒屋など経営が苦しい店舗が増えているが、他都市と比べて需要が高い印象がある。
- ・ 明石港周辺については、県と市が一体的に開発を行い、魅力ある南の拠点を整備してほしい。
- ・ 当協議会に代わる情報共有の場を年1、2回確保した方がいい。
- ・ 明石地域振興開発としては、引き続き、地元商業者と連携を維持し、中心市街地のまちづくりに携わっていく。

4 総括

本計画は、「海・食・時のまちに更なる魅力を創造し賑わいあふれるまちへ」を基本コンセプトとし、計画期間を2010年11月から2016年3月までとする第1期計画の重点目標であった「便利で暮らしやすいまち」「一歩足を伸ばして楽しめるまち」を引き継いだもので、48の活性化事業を設定しました。

本計画に基づき、2018年度末に完了した「明石駅前南地区第一種市街地再開発事業」などのハード事業だけでなく、B-1グランプリ in 明石をはじめとする「市制施行100周年記念事業」など多くのソフト事業を官民協働で取り組んできました。

その結果、計画期間4年目には歩行者・自転車通行量など全ての評価指

標で数値目標を上回ることができ、中心市街地の人口、税収及び地価についても増加、上昇し、経済波及効果も大きく得られるなど中心市街地のにぎわいや魅力が向上していることから、重点目標についても達成することができたと考えています。

5 今後の取組

今後については、中心市街地を含む市内全域の均衡ある発展に向け、本計画に代わる新たな計画としての立地適正化計画について、上位計画となる次期長期総合計画「(仮称)あかしSDGs推進計画」「明石市都市計画マスタープラン」などとの整合を図りながら、策定に向けた取組を進めてまいります。

上記取組の中で、中心市街地南側の市役所新庁舎の整備や県による明石港東外港地区の再開発などの動向を踏まえながら、中心市街地の南の拠点である明石港周辺の利活用など中心市街地の更なる活性化に向けた検討を行ってまいります。

1 数値目標の達成状況

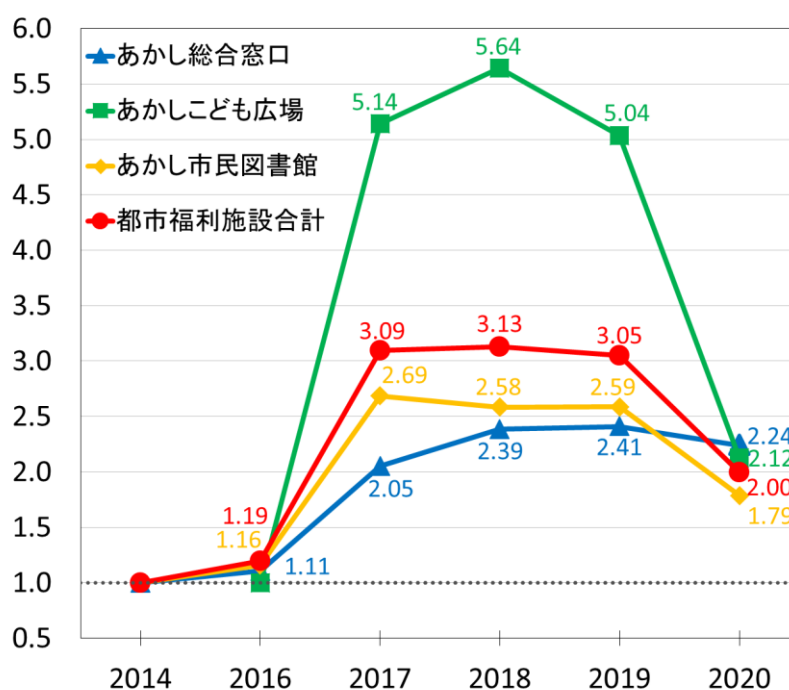
① 都市福利施設利用者数(人/年)

都市福利施設名	(基準値)					(推計値)	(目標値)
	2014年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度
①あかし総合窓口	63,445	70,332	130,347	151,354	152,807	142,100	153,445
②あかしこども広場		63,609	327,094	358,959	320,288	135,100	98,304
こども健康センター	窓口(妊娠届出除く)		647	3,505	3,851	3,674	3,200
	妊娠届出		629	2,989	2,761	2,808	2,700
	乳幼児健康診査		757	7,730	8,462	7,897	6,400
	相談等		332	2,464	3,710	3,096	1,000
あかし子育て支援センター	38,304	60,467	130,664	124,548	102,042	44,500	
明石市ファミリーサポートセンター			259	629	632	400	
親子交流スペース ハレハレ			117,989	135,262	113,671	39,900	
多目的ルーム・キッチンルーム・工作 ルーム			19,819	29,751	33,247	7,900	
中高生世代交流施設 AKASHIユーススペース			37,532	45,289	48,117	25,600	
にこにこ保育ルーム (一時保育ルーム)		777	4,143	4,696	5,104	3,500	
③あかし市民図書館	350,252	406,174	940,884	905,174	905,659	625,600	650,252
合計	452,001	540,115	1,398,325	1,415,487	1,378,754	902,800	900,000
2014年度との比較	(1.00)	(1.19)	(3.09)	(3.13)	(3.05)	(2.00)	

【パピオスあかし階配置】



【年度ごとの基準値との比較】

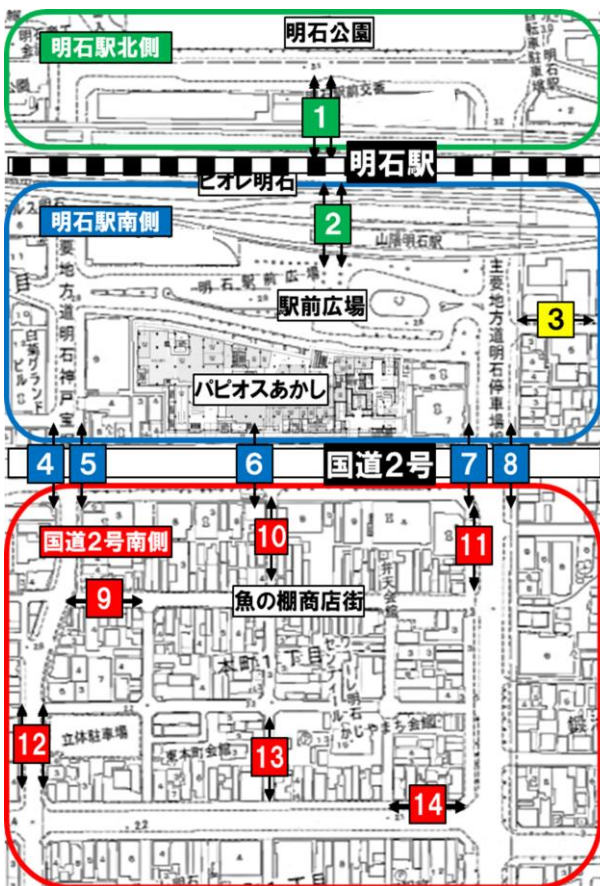


調査方法：毎年度4月から3月までの都市福利施設利用者数を合計する。
 ※2020年度は、4月から12月までの速報値を年換算した推計値です。

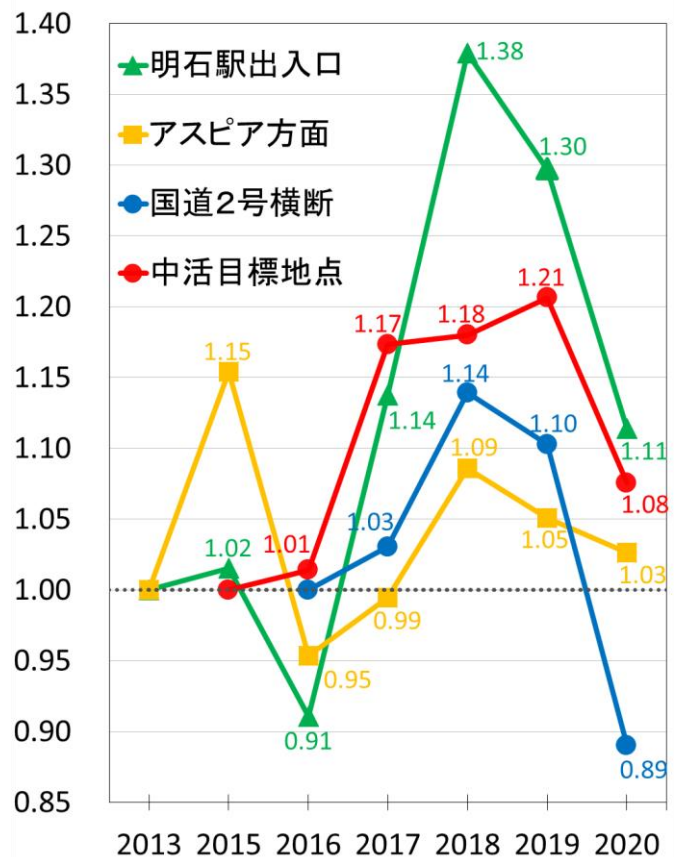
② 歩行者・自転車通行量(人/日)

No.	調査地点	(基準値)			(参考値)			(実績値) (目標値)		
		2013.10 再開発前	2015.10 再開発中 ビオレ 改修前	2016.10 再開発中 ビオレ 改修後	2017.2 パピオス オープン 直後	2017.11 パピオス オープン 1年後	2018.10 パピオス オープン 2年後	2019.10 パピオス オープン 3年後	2020.10 パピオス オープン 4年後	2020.10 パピオス オープン 4年後
1	明石駅北側出入口	14,745	15,217	15,907	8,967	12,799	14,237	14,037	13,023	20,000
2	明石駅南側出入口	19,591	19,650	15,354	28,140	26,262	33,115	30,503	25,232	
明石駅出入口合計 (2013年度との比較)		34,336 (1.00)	34,867 (1.02)	31,261 (0.91)	37,107 (1.08)	39,061 (1.14)	47,352 (1.38)	44,540 (1.30)	38,255 (1.11)	
3	東仲ノ町西口	15,982	18,448	15,240	15,525	15,897	17,356	16,794	16,404	
アスピア方面合計 (2013年度との割合)		15,982 (1.00)	18,448 (1.15)	15,240 (0.95)	15,525 (0.97)	15,897 (0.99)	17,356 (1.09)	16,794 (1.05)	16,404 (1.03)	
4	大明石1丁目交差点西側	未測定	未測定	4,215	2,890	3,126	3,084	2,790	2,629	
5	大明石1丁目交差点東側	未測定	未測定	5,019	3,463	4,219	4,509	4,240	3,698	
6	国道2号立体横断歩行者道路	1,021	113	工事中	4,731	4,554	5,183	5,302	4,611	
7	明石駅前交差点西側	未測定	未測定	7,398	5,190	5,974	6,470	6,327	4,193	
8	明石駅前交差点東側	未測定	未測定	3,445	2,896	2,812	3,623	3,478	2,741	
国道2号横断合計 (2016年度との比較)		-	-	20,076 (1.00)	19,169 (0.95)	20,685 (1.03)	22,868 (1.14)	22,137 (1.10)	17,872 (0.89)	
9	魚の棚商店街西口	3,493	4,619	3,742	4,443	4,818	4,078	5,054	4,412	
10	錦通り	1,724	1,342	1,359	4,323	4,561	4,988	4,819	4,710	
11	銀座通り西	6,729	6,086	7,052	5,084	5,433	5,764	5,214	4,250	
12	明淡通り	3,099	2,677	2,583	2,276	2,457	2,546	2,601	2,396	
13	本町通り中央北側	未測定	755	900	1,057	1,268	1,303	1,438	1,314	
14	本町通り北	1,314	1,259	1,337	941	1,101	1,046	1,064	920	
中活目標地点合計 (2015年度との比較)		-	16,737 (1.00)	16,973 (1.01)	18,122 (1.08)	19,637 (1.17)	19,724 (1.18)	20,188 (1.21)	18,002 (1.08)	

【調査地点】



【年度ごとの基準値との比較】



調査方法：毎年度10月ごろの日曜日と月曜日の10時～18時の各地点の歩行者・自転車通行量の平均を合計する。

③ 新規出店者数(店/年)

店舗の状況	(基準値)					(実績値)	(目標値)
	2015.10	2016.10	2017.10	2018.10	2019.10	2020.10	2020.10
新規(空き埋まる)		11	13	6	13	14	
入替(店舗変わる)		10	9	11	3	15	
改装(リニューアル)		1	2	0	0	0	
(閉店)(空きになる)		(12)	(10)	(8)	(3)	(6)	
合計	12	22	24	17	16	29	
平均		22	23	21	20	22	12
2015年度との比較		(1.83)	(1.92)	(1.75)	(1.67)	(1.83)	

2020年度実績値の業種ごとの内訳

業種	新規	入替	改装	(閉店)	合計
物販	2	0	0	(1)	2
飲食	4	8	0	(3)	12
サービス	8	7	0	(1)	15
小計	14	15	0	(6)	29
事務所	3	7	0	(6)	10
駐車場	0	1	0	(1)	1
合計	17	8	0	(12)	40

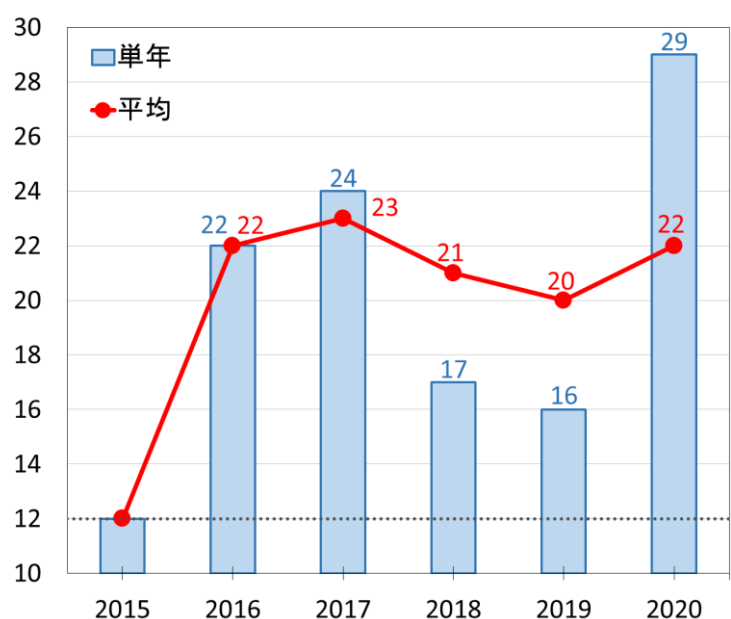
(参考)業種ごとの店舗数の推移

業種	2015.10	2016.10	2017.10	2018.10	2019.10	2020.10
物販	109	100	101	96	97	97
飲食	98	100	102	101	106	108
サービス	84	90	91	96	99	104
事務所	98	100	97	94	95	95
駐車場	16	16	20	23	25	23
合計	405	406	411	410	422	427

【調査地点】



【年度ごとの実績値】



調査方法：毎年度10月に物販・飲食・サービスの店舗状況を前年度と比較し、新規、入替又は改装した店を合計する。

2 本計画策定後のまちの変化

(1) 人口・世帯数(住民基本台帳)

○人口

範囲	(基準値)						(最新値)	基準値比
	2015.4	2016.4	2017.4	2018.4	2019.4	2020.4	2021.1	
中心市街地(人)	7,395	7,652	7,818	8,078	8,328	8,278	8,304	1.12
市全体(人)	297,341	297,693	298,878	301,199	302,965	303,587	304,328	1.02

○世帯数

範囲	(基準値)						(最新値)	基準値比
	2015.4	2016.4	2017.4	2018.4	2019.4	2020.4	2021.1	
中心市街地(世帯)	3,732	3,852	3,948	4,083	4,190	4,177	4,213	1.13
市全体(世帯)	131,153	132,433	133,863	135,993	137,802	139,103	139,923	1.07

(2) 税収(調定額)

○個人市民税

範囲	(基準値)					(最新値)	基準値比
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
中心市街地(千円)	550,511	553,411	537,308	624,493	633,007	639,545	1.16
市全体(千円)	15,441,594	15,749,998	16,015,604	16,209,025	16,612,401	16,760,235	1.09

○固定資産税(土地・建物)

範囲	(基準値)					(最新値)	基準値比
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
中心市街地(千円)	729,727	738,964	737,817	774,640	782,092	783,422	1.07
市全体(千円)	13,181,182	13,376,858	13,601,841	13,535,413	13,775,951	14,003,845	1.06

(3) 地価

○公示地価

地価公示拠点【標準地番号】	(基準値)					(最新値)	基準値比
	2015.1	2016.1	2017.1	2018.1	2019.1	2020.1	
①本町1-1-28【明石5-1】(円/㎡)	420,000	430,000	450,000	476,000	505,000	530,000	1.26
②本町1-9-11【明石5-2】(円/㎡)	167,000	167,000	167,000	167,000	170,000	174,000	1.04
③桜町2-16【明石5-7】(円/㎡)	137,000	137,000	137,000	137,000	137,000	138,000	1.01

【地価公示拠点】



大久保北部遊休地の利活用に向けた取組について

大久保北部遊休地の利活用に向けた取組については、これまでも市の長期的な課題として有効な利活用方策を検討してきたところです。

現在、NEXCO 西日本において、神戸西バイパス延伸に伴う第二神明道路への接続事業が進められており、大久保北部遊休地を含めた周辺地域のさらなる発展の可能性が出てきているところです。

そのような中、下記のとおり、NEXCO 西日本から工事で発生する土砂の受け入れの提案がありましたので報告します。

1 神戸西バイパス延伸事業の現状

第二神明道路へ接続する延伸事業として、神戸市西区の永井谷ジャンクションから石ヶ谷ジャンクション(仮称)までの約6.9kmの区間の整備が、令和6年度末の供用に向けて進められています。同事業における明石市関連事業として、NEXCO 西日本は石ヶ谷ジャンクション整備に必要な側道整備や第二神明道路を拡幅するための公園墓地橋の架替を計画しており、併せて、橋の架替のための迂回路(工事用南北道路)整備も計画しているところです。なお、これらの側道や迂回路については、事業完了後も引き続き、市道として供用する予定です。

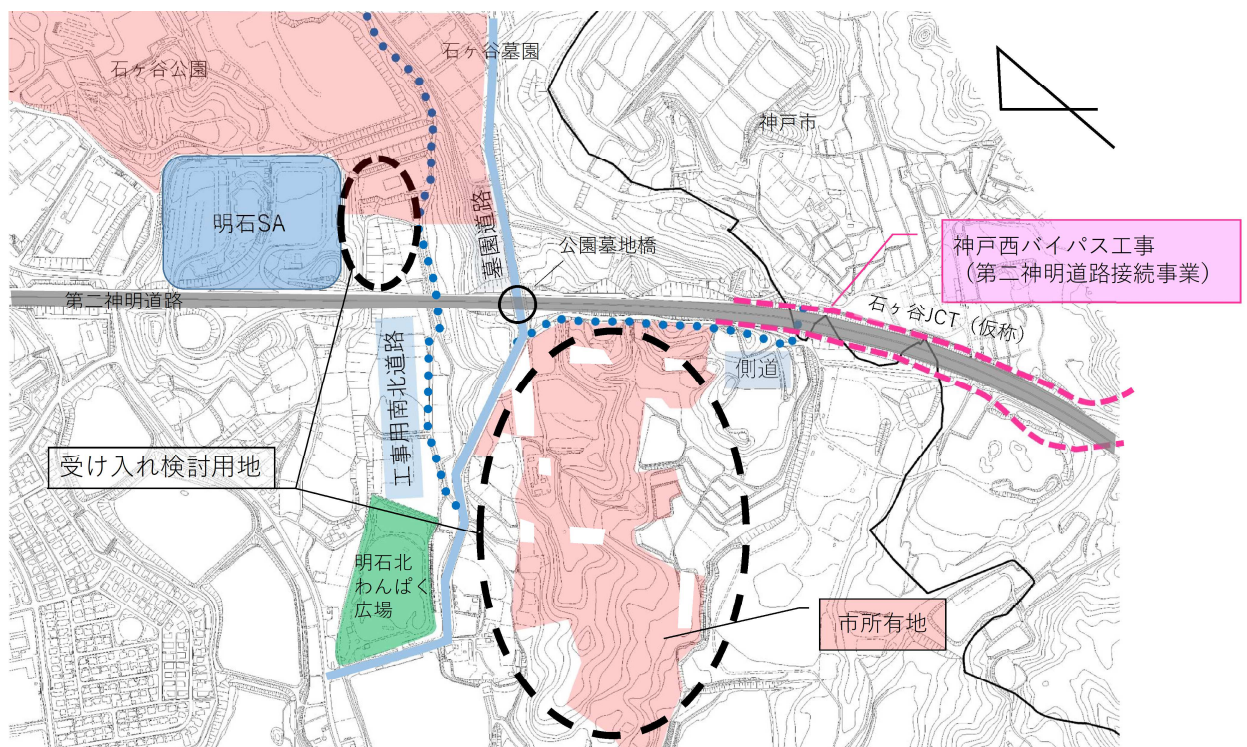
2 NEXCO 西日本からの土砂受け入れの提案

(1) 提案内容

神戸西バイパスの延伸事業により発生する土砂の受け入れについて、次のとおり提案がありました。

- ① 事業により発生する土砂の大久保北部遊休地への受け入れ
- ② 土砂搬入時期は令和4年度からを希望

(2) 概要図



(3) 提案への今後の対応

NEXCO 西日本は、事業の円滑な推進を図るため、本市遊休地への土砂搬入について、強い希望を持っているとのこと。

本市としては、このたびの提案を受けて、まずは、遊休地の利活用について、スマート I C やアクセス道路の整備を含めた大久保北部エリア全体の活性化等の事業効果や、市街化調整区域における開発手法や生態系への配慮などの課題等を十分に整理したうえで、土砂受け入れの可否等について検討を進めたいと考えています。

効果	
課題	<ul style="list-style-type: none">○ 長期的課題である遊休地の利活用<ul style="list-style-type: none">・ 市民の利便性向上や市民サービスの充実・ 地域の賑わい創出・活性化・ 雇用の創出や地域経済への貢献○ スマート I C ・アクセス道路と同時に整備することによる相乗効果 <ul style="list-style-type: none">○ 市所有地の区域内に私有地が点在し、境界が未確定であること○ 市街化調整区域での開発手法○ 墓園道路の公道化（境界確定など）○ 自然環境との調和や生態系への配慮

議案第35号関連資料

令和3年度 明石市財産区特別会計予算 説明資料

1. 歳入(主なもの)

(単位:千円)

款	内 容	金 額	
9	西脇村財産区収入	西脇村財産区有土地の処分	56,545
15	大窪村財産区収入	大窪村財産区有土地の処分	654,903
16	谷八木村財産区収入	谷八木村財産区有土地の処分	23,235
17	大久保町財産区収入	大久保町財産区有土地の処分	390,168

2. 歳出(主なもの)

(単位:千円)

款	内 容	金 額	
3	中尾村財産区費	指定寄附(自治会備品購入事業)	1,040
6	藤江村財産区費	指定寄附(自治会集会所エアコン修繕等事業)	3,233
8	清水村財産区費	指定寄附(消防団詰所新築事業地元負担金)	28,000
9	西脇村財産区費	指定寄附(自治会防犯カメラ設置等事業)	2,259
		財産区有土地処分に伴う水利補償金	16,247
		財産区有土地処分に伴う一般会計繰出金	5,655
		財産区有墓地駐車場修繕工事	9,255
		財産区立会館耐震診断調査業務	3,110
11	西岡村財産区費	指定寄附(自治会放送設備修繕事業)	3,090
14	東二見村財産区費	指定寄附(溜池改修地元負担金)	1,000
15	大窪村財産区費	指定寄附(自治会防犯カメラ設置事業)	3,184
		財産区有土地防草工事	5,000
		財産区有土地処分に伴う水利補償金	218,301
		財産区有土地処分に伴う一般会計繰出金	65,491
16	谷八木村財産区費	財産区有土地処分に伴う一般会計繰出金	2,324
17	大久保町財産区費	指定寄附(溜池改修地元負担金)	1,500
		財産区有土地処分に伴う水利補償金	130,057
		財産区有土地処分に伴う一般会計繰出金	39,017
		財産区有土地整地工事	16,400
18	西二見村財産区費	指定寄附(自治会屋台修繕等事業)	6,000
		財産区有塀修繕工事	3,898
21	松陰村財産区費	財産区立会館耐震診断調査業務	3,658